

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第15条）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年9月25日

千葉地方法務局市原出張所 登記官 高 橋 富 美 代

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	
0408-2024-0007	市原市廿五里字若宮	8 0 1 - 2
0408-2024-0017	市原市今津朝山字吉田	1 8 6 - 3
0408-2024-0018	市原市椎津字屏風ノ内	4 2 - 2
0408-2024-0030	市原市畑木字新堰上	番外 1